

平成23年1月14日

号外第1号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告 示

| | |
|--------------------------------------|---|
| ○公の施設の指定管理者の指定 (25・地域活力創造課) | 1 |
| ○公の施設の指定管理者の指定 (26・スポーツ振興課) | 1 |
| ○公の施設の指定管理者の指定 (27・福祉政策課) | 2 |
| ○公の施設の指定管理者の指定 (28・長寿社会課) | 2 |
| ○公の施設の指定管理者の指定 (29・障害福祉課) | 3 |
| ○公の施設の指定管理者の指定 (30・子育て支援課) | 3 |
| ○公の施設の指定管理者の指定 (31・健康推進課) | 3 |
| ○公の施設の指定管理者の指定 (32・県民文化政策課) | 3 |
| ○公の施設の指定管理者の指定 (33・男女共同参画課) | 4 |
| ○公の施設の指定管理者の指定 (34・環境整備課) | 4 |
| ○公の施設の指定管理者の指定 (35・自然保護課) | 4 |
| ○公の施設の指定管理者の指定 (36・農畜産振興課) | 5 |
| ○公の施設の指定管理者の指定 (37・水産漁港課) | 5 |
| ○公の施設の指定管理者の指定 (38・森林整備課) | 6 |
| ○公の施設の指定管理者の指定 (39・地域産業振興課) | 6 |
| ○公の施設の指定管理者の指定 (40・観光課) | 6 |
| ○公の施設の指定管理者の指定 (41・資源エネルギー産業課) | 7 |
| ○公の施設の指定管理者の指定 (42・雇用労働政策課) | 8 |
| ○公の施設の指定管理者の指定 (43・都市計画課) | 8 |
| ○公の施設の指定管理者の指定 (44・港湾空港課) | 8 |
| ○公の施設の指定管理者の指定 (45・建築住宅課) | 9 |
| 教育委員会告示 | |
| ○公の施設の指定管理者の指定 (1・生涯学習課) | 9 |

告 示

秋田県告示第25号

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年秋田県条例第3号)第6条の規定により、次のとおり秋田県ゆとり生活創造センターの指定管理者を指定したので、同条例第8条の規定に基づき、公告する。

平成23年1月14日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 指定管理者の住所及び名称
秋田市上北手荒巻字堺切24番地の2
特定非営利活動法人あきたパートナーシップ
- 2 指定の期間
平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

秋田県告示第26号

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年秋田県条例第3号)第6条の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したので、同条例第8条の規定に基づき、公告する。

平成23年1月14日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 秋田県立体育館
 - (1) 指定管理者の住所及び名称
秋田市新屋町字砂奴寄4番6

財団法人秋田県総合公社

(2) 指定の期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

2 秋田県立スケート場、秋田県立野球場、秋田県立向浜運動広場及び秋田県立総合プール

(1) 指定管理者の住所及び名称

秋田市新屋町字砂奴寄4番6

財団法人秋田県総合公社

(2) 指定の期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

3 秋田県立新屋運動広場

(1) 指定管理者の住所及び名称

秋田市御所野地藏田四丁目28番地2

特定非営利活動法人スポーツクラブあきた

(2) 指定の期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

4 秋田県立総合射撃場

(1) 指定管理者の住所及び名称

秋田市新屋町字砂奴寄4番6

財団法人秋田県総合公社

(2) 指定の期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

5 秋田県立田沢湖スポーツセンター

(1) 指定管理者の住所及び名称

仙北市田沢湖生保内字下高野73番地2

田沢湖高原リフト株式会社

(2) 指定の期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

秋田県告示第27号

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田県条例第3号）第6条の規定により、次のとおり秋田県社会福祉会館の指定管理者を指定したので、同条例第8条の規定に基づき、公告する。

平成23年1月14日

秋田県知事 佐竹敬久

1 指定管理者の住所及び名称

秋田市旭北栄町1番5号

社会福祉法人秋田県社会福祉協議会

2 指定の期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

秋田県告示第28号

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田県条例第3号）第6条の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したので、同条例第8条の規定に基づき、公告する。

平成23年1月14日

秋田県知事 佐竹敬久

1 秋田県北部老人福祉総合エリア

(1) 指定管理者の住所及び名称

秋田市御所野下堤五丁目1番地の1

社会福祉法人秋田県社会福祉事業団

(2) 指定の期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

2 秋田県中央地区老人福祉総合エリア

(1) 指定管理者の住所及び名称

秋田市御所野下堤五丁目1番地の1

社会福祉法人秋田県社会福祉事業団

(2) 指定の期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

3 秋田県南部老人福祉総合エリア

(1) 指定管理者の住所及び名称

秋田市御所野下堤五丁目1番地の1
社会福祉法人秋田県社会福祉事業団

(2) 指定の期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

秋田県告示第29号

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田県条例第3号）第6条の規定により、次のとおり秋田県点字図書館の指定管理者を指定したので、同条例第8条の規定に基づき、公告する。

平成23年1月14日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 指定管理者の住所及び名称

秋田市御所野下堤五丁目1番地の1
社会福祉法人秋田県社会福祉事業団

2 指定の期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

秋田県告示第30号

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田県条例第3号）第6条の規定により、次のとおり秋田県陽光園の指定管理者を指定したので、同条例第8条の規定に基づき、公告する。

平成23年1月14日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 指定管理者の住所及び名称

秋田市手形住吉町4番26号
社会福祉法人秋田県母子寡婦福祉連合会

2 指定の期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

秋田県告示第31号

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田県条例第3号）第6条の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したので、同条例第8条の規定に基づき、公告する。

平成23年1月14日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 秋田県総合保健センター

(1) 指定管理者の住所及び名称

秋田市千秋久保田町6番6号
財団法人秋田県総合保健事業団

(2) 指定の期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

2 秋田県健康増進交流センター

(1) 指定管理者の住所及び名称

秋田市河辺三内字丸舞1番地1
河辺地域振興株式会社

(2) 指定の期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

秋田県告示第32号

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田県条例第3号）第6条の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したので、同条例第8条の規定に基づき、公告する。

平成23年1月14日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 秋田県総合生活文化会館
 - (1) 指定管理者の住所及び名称
秋田市保戸野すわ町6番16号
厚生ビル管理株式会社
 - (2) 指定の期間
平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
- 2 秋田県民会館
 - (1) 指定管理者の住所及び名称
秋田市新屋町字砂奴寄4番6
財団法人秋田県総合公社
 - (2) 指定の期間
平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

秋田県告示第33号

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田県条例第3号）第6条の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したので、同条例第8条の規定に基づき、公告する。

平成23年1月14日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 秋田県北部男女共同参画センター
 - (1) 指定管理者の住所及び名称
大館市字大町27番地
特定非営利活動法人秋田県北エヌピーオー支援センター
 - (2) 指定の期間
平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
- 2 秋田県南部男女共同参画センター
 - (1) 指定管理者の住所及び名称
横手市横手町字下真山68番地3
特定非営利活動法人秋田県南NPOセンター
 - (2) 指定の期間
平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

秋田県告示第34号

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田県条例第3号）第6条の規定により、次のとおり秋田県環境保全センターの指定管理者を指定したので、同条例第8条の規定に基づき、公告する。

平成23年1月14日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 指定管理者の住所及び名称
秋田市新屋町字砂奴寄4番6
財団法人秋田県総合公社
- 2 指定の期間
平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

秋田県告示第35号

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田県条例第3号）第6条の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したので、同条例第8条の規定に基づき、公告する。

平成23年1月14日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 秋田県営祓川山荘
 - (1) 指定管理者の住所及び名称
由利本荘市尾崎17番地
由利本荘市

- (2) 指定の期間
平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
- 2 秋田県営銚立山荘
- (1) 指定管理者の住所及び名称
にかほ市象潟町字浜ノ田1番地
にかほ市
- (2) 指定の期間
平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
- 3 秋田県営銚立ビジターセンター
- (1) 指定管理者の住所及び名称
にかほ市象潟町字浜ノ田1番地
にかほ市
- (2) 指定の期間
平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
- 4 秋田県営素波里ふるさと自然公園センター
- (1) 指定管理者の住所及び名称
山本郡藤里町藤琴字藤琴8番地
藤里町
- (2) 指定の期間
平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
- 5 秋田県営玉川温泉ビジターセンター
- (1) 指定管理者の住所及び名称
仙北市田沢湖渋黒沢国有林14林班口小班玉川温泉内
株式会社玉川サービス
- (2) 指定の期間
平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
- 6 秋田県営玉川園地駐車場
- (1) 指定管理者の住所及び名称
仙北市田沢湖生保内字下高野73番地2
田沢湖高原リゾート株式会社
- (2) 指定の期間
平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
- 7 秋田県奥森吉青少年野外活動基地
- (1) 指定管理者の住所及び名称
北秋田市米内沢字寺の下8番地28
特定非営利活動法人冒険の鍵クーン
- (2) 指定の期間
平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

秋田県告示第36号

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田県条例第3号）第6条の規定により、次のとおり秋田県花き種苗センターの観賞温室及び花の広場の指定管理者を指定したので、同条例第8条の規定に基づき、公告する。

平成23年1月14日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 指定管理者の住所及び名称
潟上市昭和豊川竜毛字山ノ下1番地1
昭和総合開発株式会社
- 2 指定の期間
平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

秋田県告示第37号

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田県条例第3号）第6条の規定により、

次のとおり秋田県岩館漁港海岸休憩施設の指定管理者を指定したので、同条例第8条の規定に基づき、公告する。

平成23年1月14日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 指定管理者の住所及び名称
山本郡八峰町峰浜目名瀧字目長田118番地
八峰町
- 2 指定の期間
平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

秋田県告示第38号

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田県条例第3号）第6条の規定により、次のとおり秋田県森林学習交流館の指定管理者を指定したので、同条例第8条の規定に基づき、公告する。

平成23年1月14日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 指定管理者の住所及び名称
東京都北区王子三丁目19番7号
株式会社サンアメニティ
- 2 指定の期間
平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

秋田県告示第39号

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田県条例第3号）第6条の規定により、次のとおり秋田県産業振興プラザの指定管理者を指定したので、同条例第8条の規定に基づき、公告する。

平成23年1月14日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 指定管理者の住所及び名称
秋田市山王三丁目1番1号
財団法人あきた企業活性化センター
- 2 指定の期間
平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

秋田県告示第40号

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田県条例第3号）第6条の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したので、同条例第8条の規定に基づき、公告する。

平成23年1月14日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 秋田県営由利高原オートキャンプ場
 - (1) 指定管理者の住所及び名称
由利本荘市尾崎17番地
由利本荘市
 - (2) 指定の期間
平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
- 2 秋田県営八幡平オートキャンプ場
 - (1) 指定管理者の住所及び名称
鹿角市八幡平字切留平15番地1
有限会社秋田八幡平リゾート
 - (2) 指定の期間
平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
- 3 秋田県営大潟スポーツ宿泊センター
 - (1) 指定管理者の住所及び名称
南秋田郡大潟村字北一丁目3番地
株式会社ルーラル大潟
 - (2) 指定の期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

4 秋田県営秋の宮山荘

- (1) 指定管理者の住所及び名称
湯沢市秋ノ宮字殿上1番地1
株式会社秋の宮山荘

- (2) 指定の期間
平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

5 秋田県営鳥海観光宿泊センター

- (1) 指定管理者の住所及び名称
由利本荘市鳥海町猿倉字奥山前8番地45
株式会社フォレスト鳥海

- (2) 指定の期間
平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

6 秋田県営十和田観光宿泊センター

- (1) 指定管理者の住所及び名称
鹿角郡小坂町十和田湖字鉛山無番地
十和田ホテル株式会社

- (2) 指定の期間
平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

7 秋田県営男鹿オートキャンプ場

- (1) 指定管理者の住所及び名称
男鹿市北浦北浦字平岱山1番地
株式会社おが地域振興公社

- (2) 指定の期間
平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

8 秋田県営宮沢海岸オートキャンプ場

- (1) 指定管理者の住所及び名称
男鹿市北浦北浦字平岱山1番地
株式会社おが地域振興公社

- (2) 指定の期間
平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

9 秋田県営田沢湖オートキャンプ場

- (1) 指定管理者の住所及び名称
大仙市大曲栄町2番10号
商栄株式会社

- (2) 指定の期間
平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

10 秋田県ふるさと村（秋田県立近代美術館を除く。）

- (1) 指定管理者の住所及び名称
横手市赤坂字富ヶ沢62番地46
株式会社秋田ふるさと村

- (2) 指定の期間
平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

11 秋田県田沢湖スキー場

- (1) 指定管理者の住所及び名称
仙北市田沢湖生保内字下高野73番地2
田沢湖高原リフト株式会社

- (2) 指定の期間
平成23年6月1日から平成28年5月31日まで

秋田県告示第41号

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田県条例第3号）第6条の規定により、次のとおり秋田県金属鉱業研修技術センターの指定管理者を指定したので、同条例第8条の規定に基づき、公告する。

平成23年1月14日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 指定管理者の住所及び名称
鹿角郡小坂町小坂鉦山字古館9番地3
株式会社アルバートホテル小坂
- 2 指定の期間
平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

秋田県告示第42号

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田県条例第3号）第6条の規定により、次のとおり秋田県勤労身体障害者スポーツセンターの指定管理者を指定したので、同条例第8条の規定に基づき、公告する。

平成23年1月14日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 指定管理者の住所及び名称
秋田市御所野地蔵田三丁目1番1号
財団法人秋田市勤労者福祉振興協会
- 2 指定の期間
平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

秋田県告示第43号

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田県条例第3号）第6条の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したので、同条例第8条の規定に基づき、公告する。

平成23年1月14日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 秋田県立小泉潟公園
 - (1) 指定管理者の住所及び名称
秋田市川尻御休町4番27号
むつみ造園土木株式会社
 - (2) 指定の期間
平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
- 2 秋田県立中央公園
 - (1) 指定管理者の住所及び名称
秋田市新屋町字砂奴寄4番6
財団法人秋田県総合公社
 - (2) 指定の期間
平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
- 3 秋田県立北欧の杜公園
 - (1) 指定管理者の住所及び名称
北秋田市阿仁銀山字下新町119番地6
北欧の杜パークマネジメント共同企業体
 - (2) 指定の期間
平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

秋田県告示第44号

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田県条例第3号）第6条の規定により、次のとおり秋田県大館能代空港周辺ふれあい緑地の指定管理者を指定したので、同条例第8条の規定に基づき、公告する。

平成23年1月14日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 指定管理者の住所及び名称
秋田市山王三丁目1番7号
株式会社友愛ビルサービス

2 指定の期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

秋田県告示第45号

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田県条例第3号）第6条の規定により、次のとおり県営住宅（県営新屋住宅、県営大野住宅、県営手形山1号住宅、県営手形山2号住宅、県営松崎住宅、県営御野場住宅、県営イサノ住宅、県営桜ガ丘住宅、県営土崎港住宅、県営旭南住宅、県営南ヶ丘住宅、県営船越内子住宅、県営追分長沼住宅、県営矢留改良住宅、県営新屋改良住宅、県営將軍野改良住宅及び県営手形山1号特定住宅に限る。）及び共同施設（県営新屋住宅集会所、県営新屋住宅駐車場、県営大野住宅集会所、県営大野住宅駐車場、県営手形山1号住宅集会所、県営手形山1号住宅駐車場、県営手形山2号住宅児童遊園、県営手形山2号住宅集会所、県営手形山2号住宅駐車場、県営松崎住宅児童遊園、県営松崎住宅集会所、県営松崎住宅駐車場、県営御野場住宅第1集会所、県営御野場住宅第2集会所、県営御野場住宅駐車場、県営イサノ住宅集会所、県営イサノ住宅駐車場、県営桜ガ丘住宅集会所、県営桜ガ丘住宅駐車場、県営土崎港住宅集会所、県営土崎港住宅駐車場、県営南ヶ丘住宅集会所、県営南ヶ丘住宅駐車場、県営船越内子住宅駐車場、県営追分長沼住宅駐車場、県営矢留改良住宅児童遊園、県営矢留改良住宅集会所、県営新屋改良住宅集会所、県営將軍野改良住宅児童遊園、県営將軍野改良住宅集会所及び県営手形山1号特定住宅駐車場に限る。）の指定管理者を指定したので、同条例第8条の規定に基づき、公告する。

平成23年1月14日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 指定管理者の住所及び名称

秋田市中通二丁目3番8号
財団法人秋田県建築住宅センター

2 指定の期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

教 育 委 員 会 告 示**秋田県教育委員会告示第1号**

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田県条例第3号）第6条の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したので、同条例第8条の規定に基づき、公告する。

平成23年1月14日

秋田県教育委員会委員長 北 林 真知子

1 秋田県立美術館

- (1) 指定管理者の住所及び名称
秋田市千秋明德町3番7号
財団法人平野政吉美術館

(2) 指定の期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

2 秋田県青少年交流センター

- (1) 指定管理者の住所及び名称
秋田市寺内神屋敷3番1号
財団法人秋田県青年会館

(2) 指定の期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

| | | |
|------|-----------------|--|
| 発行者 | 秋 田 県 | 秋田市山王四丁目 1 番 1 号 |
| 購読料金 | 一ヶ月 3,675円(税込み) | |
| 印刷所 | 株式会社 松原印刷社 | 秋田市山王七丁目 5 番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/ |
| 印刷者 | 松原 繁雄 | 秋田市山王七丁目 5 番29号 |